

2018年3月

I. 「分断された世界のための共通目標の模索」（現状認識）

1. 核軍縮における2つ潮流の対立がより先鋭になった結果、異なる立場の国々が重要な事項について有意義なやり取りができなくなっている；①戦略環境の悪化により、一部の国は核抑止が安全保障と安定に資するものであり、大きな戦争を防ぐとの信念の下、核抑止への依存を改めて確認している。②一方、他の国や被爆者を含む市民社会は、核兵器禁止条約の採択に見られる様に、核兵器使用の悲惨な人道的結末のリスクへの深い懸念から、核兵器の即時の廃絶を追求している。
2. 核軍縮をめぐる停滞は維持できるものではなく、核の秩序が崩壊することはどの国にとっても利益とはならない。NPT（核兵器不拡散条約）第6条に基づいて国際的な安全保障環境を改善しながら「核兵器のない世界」を追求することが共通の利益。国際社会は立場の違いを狭め、無くすために、共通の基盤を見出すべく、議論における礼節を取り戻し、多様な意見を尊重する必要がある。
3. 各国は直ちにⅡ章に記されている橋渡しの措置に取り組まなければならない。これらは、NPTの今次運用検討プロセスにおいて、同プロセスの実施の促進と、異なるアプローチを収斂させるための基盤を創出する観点から、核軍縮・不拡散を活性化するために必要。

●核軍縮・不拡散体制を維持するための前提

4. 73年の不使用の実行に裏打ちされた「核不使用の規範」は、あらゆる手段で維持されなければならない。
5. NPTは「核兵器のない世界」という共通の目標の前進に向け引き続き中心的な存在。
6. NPTを維持するため、全ての加盟国は究極的な核廃絶に向けた共同のコミットメントと過去の運用検討プロセスにおける合意を実現させなければならない。また、中東非大量破壊兵器地帯に関する会議が、中東の全ての国の出席を得て早期に開催されるべく、全ての関係するNPT加盟国及び国連が取り組まなければならない。
7. CTBT（包括的核実験禁止条約）は「核実験の不実行の規範」の強化及び軍縮・不拡散にとり不可欠な役割。付属書Ⅱの国の遅滞のない署名/批准及び実験の不実施と、検証メカニズムの有効性等の維持に向け更なる取組を求める。
8. 米露の軍備管理の枠組みは国際の核軍備及び脅威の削減の基礎。両者は核戦力の更なる削減に向けて枠組みの再構築に努力すべき。最も喫緊の課題は、新START条約（新戦略兵器削減条約）の5年延長。
9. JCPOA（イランに関する包括的共同作業計画）を全ての関係国が完全に遵守することは核不拡散レジームの一体性にとり不可欠。
10. 北朝鮮の核・弾道ミサイル開発の危機による悲惨な結末は防止されなければならない。全ての当事者は、本件の平和的解決及び完全に検証可能で不可逆的な朝鮮半島の非核化に向けあらゆる努力をしなければならない。

II. 「橋渡しの取組」

11. 橋渡しの取組は、核廃絶を実現するための明確で共通のビジョンを見出すものでなければならない。橋渡し役は、アプローチの対立を生んでいる本質的な事柄についての議題を検討すべき。特に、NPTの目的に対する核兵器国及び非核兵器国による共通のコミットメントは、橋渡しにとり有益な出発点。賢人会議は、政府と市民社会が協力し効果的な役割を果たせるとの認識の下、以下の取組を提言する。

● NPT 運用検討プロセスの実施の強化

12. 全締約国は、ステートメントや現実的・実践的な提案を通じて、条約への当事者意識を示さなければならない。これらは、報告、橋渡しの提案や、次の運用検討サイクルで実施される無条件の自発的な取り組み等が考えられる。

13. NPTプロセスにおける国別報告は更に有効に活用できる。例えば、第3回準備委員会にて核兵器国による報告の後、その他の加盟国や市民社会と双方向の議論をすることは有益。また、核兵器国が核軍縮に向けて想定する現実的・実践的な措置についての情報も有益。

14. 橋渡し役は核兵器国及び非核兵器国を巻き込み、①脅威の削減、リスクの削減、②核軍縮に伴う安全保障上の懸念への対処、③全ての国の間での信頼を促進するため、透明性を高める取り組みとその理解を促すための対話を発展させる取り組みを行うべき。この対話は核弾頭の削減、ドクトリン及び政策面の透明性といった具体的措置にも対応するものになり得る。

● 橋渡しの基盤としての信頼醸成措置

15. 核兵器国は、拡大抑止の下にある国々と協力の上で、国家安全保障政策における核兵器の役割を低減する方法を見出さなければならない。

16. 核兵器国は、安保理決議第984号に記されている、NPT上の非核兵器国と非核兵器地帯条約の加盟国への消極的安全保証に関するコミットメントを強化しなければならない。それができない国は理由を説明すべき。

● 異なるアプローチを収斂するための基盤作り

(1) 核軍縮のための要素の特定

17. 現在、安全保障を促進し、検証と強制が可能な核軍縮について広く共有された理解はない。国際社会は、核軍縮を可能とするためにこの点を明確にするための課題に取り組むべき。

(2) 核軍縮の監視、検証及び遵守のメカニズムの構築に向けた取組の強化

18. 検証メカニズムは核廃絶に向け必要なステップであり、プロセス自体が全ての国の間の信頼醸成に資する。

19. 核兵器の解体とその結果生じる軍事利用可能な核物質を監視・検証するための、信頼性と費用対効果が高く技術的に実現可能な方法の検討について、国際的に様々な取り組みが行われている。それらの取り組みが相互に協力し、成果がNPT運用検討プロセスに報告されるべき。

20. 全ての関係国により、NPT第1条及び第2条に反するような機微な情報の開示なしに検証活動を行うことが出来る可能性を確認するための技術的な研究が国連の下で実施されるべき。

21. 更に大きな課題は、各国に法的拘束力のある義務の遵守を保障する方策を作り又それに合意させること。各国が核軍縮が効果的で恒久的なものであるとの自信を持つため、メカニズムは迅速な強制を保障する必要がある。

22. 兵器用核物質（高濃縮ウラン及び兵器用プルトニウム）の管理は、軍縮にとり不可欠。各国は核兵器用核分裂性物質の生産を終了することが望まれ、生産を継続する国については終了できない理由を明らかにすることが望まれる。

23. 全ての国は以下に取り組むべき；①存在する軍事用核物質のストックについて最高基準の防護及び危機管理の保障，②以前兵器に使用されていた余剰核物質の不可逆的で検証可能な廃棄のための、広く受け入れられた技術の開発に向けた協力。

24. 「核兵器のない世界」には、核物質についての生産を管理し、既に存在する物質の検証説明、核兵器製造のための使用についての適切な保障措置、不可逆で検証可能な廃棄についての、合意された法的拘束力のあるグローバルな体制が必要。

(3)安全保障と軍縮の関係に関する「困難な問題」に取り組む議題の設定

25. 核抑止の効用について国家の中及び間に根本的相違がある。核廃絶のためには、相違を受け入れた上で調整すべき。核抑止は安定を促進する場合もあるとはいえ、長期的な国際安全保障にとり危険なものであり、全ての国はより良い長期的な解決策を模索せねばならない。

26. 当面全ての国は以下に取り組むべき；①核戦争に勝者は無く、戦われてはならないことの再確認，②議論に礼節を取り戻すこと。そのような礼節なしに協力はできない。

27. 加えて、核保有国は、以下に取り組むべき；①核戦争を遂行するドクトリンを控える，②核兵器使用の脅威を基礎とした威圧的行動を控える。

28. 橋渡しをする国は、以下を可能とする誠実な対話の場を立ち上げるべき；

①効果的な措置やベンチマークを伴う核軍縮のプロセスや枠組み創出の追求，

②全ての国のための共通の基盤を作るため、以下に対応する「困難な問題」を含む議題の設定；(1)自衛権に関する問題（国家存立に関わる究極的な状況において、国際人道法を勘案し、核兵器の人道的結末や文民・非戦闘員及び環境を考慮した上で、限定的な核による威嚇や核使用の可能性について），(2)国際の平和と安全を保持しながら「核兵器のない世界」を実現していくにあたって、人間の安全保障を担保することについて，

③核軍縮が直面している究極のジレンマの解決の追求（全ての国の安全を保障しながらレジームの下での義務の遵守と適時の軍縮の強制を両立させる方法）。